

上尾市立小・中学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上尾市教育委員会

教 育 長                      西   倉       剛

上尾市教育委員会規則第 3 号

上尾市立小・中学校管理規則等の一部を改正する規則

(上尾市立小・中学校管理規則の一部改正)

第 1 条 上尾市立小・中学校管理規則（昭和 3 2 年上尾市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 5 の 4 第 1 項中「さわやか相談室相談員」の次に「、サポートルームティーチャー」を加え、同条中第 1 2 項を第 1 3 項とし、第 7 項から第 1 1 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 サポートルームティーチャーは、上司の命を受け、児童生徒の学習及び学校生活における支援の業務に従事する。

(上尾市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第 2 条 上尾市教育委員会事務局組織規則（平成 5 年上尾市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「前項の」を削り、同条第 3 項から第 5 項までの規定中「第 1 項の」を削る。

第 4 条の 2 第 1 項中「として」の次に「、建設事務業務員」を加え、同条第 1 0 項を同条第 1 1 項とし、同条第 9 項中「第 1 項の」を削り、同項を同条第 1 0 項とし、同条第 8 項中「第 1 項の」を削り、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「第 1 項の」を削り、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「第 1 項の」を削り、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「第 1 項の」を削り、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 1 項の」を削り、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「第 1 項の」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項の」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 建設事務業務員は、上司の命を受け、学校施設の維持管理及び建築事務に関する業務のうち、課長の指定するものに従事する。

（上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部改正）

第 3 条 上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則（平成 13 年上尾市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「前項の」を削り、同条第 4 項中「第 2 項の」を削る。

第 5 条第 2 項中「教育心理専門員」を「心理専門員」に改め、同条第 3 項中「前項の教育心理専門員」を「心理専門員」に改め、同条第 4 項から第 6 項までの規定中「第 2 項の」を削る。

第 6 条第 2 項中「前項の」を削り、同条第 3 項中「第 1 項の」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。